

令和 8 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望事項

1	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援等の継続	1
2	地下水、土壌及び大気等の汚染対策並びに地下水マネジメントの 推進に関わる施策の充実	2
3	拡大生産者責任の強化	3
4	長期広域化・集約化計画策定に向けた対応	4
5	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への 財政支援等の充実	5
6	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに 下水道事業に係る財政負担の軽減等	6
7	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	8
8	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	10
9	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	13

一般要望事項

1	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	14
2	アスベスト対策の強化	16
3	企業誘致制度の更なる充実	17

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の継続		1	
	2	地下水、土壌及び大気等の汚染対策並びに地下水マネジメントの推進に関わる施策の充実		2	
	3	拡大生産者責任の強化		3	
	4	長期広域化・集約化計画策定に向けた対応		4	
	5	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実		5	
	6	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	6	○
	7	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	建設	8	○
	8	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	建設	10	○
	9	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	総文 建設	13	○
下水道局	6	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	6	○
流域下水道 本部	6	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	6	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	建設	14	○
	2	アスベスト対策の強化	建設	16	○
	3	企業誘致制度の更なる充実	総文 建設	17	○

重 点 要 望

1 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の継続

要望先 環境局

地球温暖化対策を更に推進し、国が掲げる「2050 カーボンニュートラル」及び都が策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を実現するためには、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組むとともに、市民や事業者も対策に取り組むことが必要であることから、以下の方策を講じること。

(1) 公共施設に対する財政支援及び技術支援

市が保有する公共施設は、財政的な事情で施設更新等による温暖化対策が進んでいないため、建替え等の費用や、設備の更新及び長寿命化に当たっての高効率エネルギー機器の導入に対して、これまで以上の財政支援の拡充及び最新の技術支援の更なる拡充を行うこと。特に、蛍光灯 2027 年問題を踏まえ、公共施設の L E D 化に向けて、他の設備導入の要件なく活用できる補助制度を設けること。併せて、公共施設の Z E B 化に向けた財政支援の拡充を行うこと。

2 地下水、土壌及び大気等の汚染対策並びに地下水マネジメントの推進に関わる施策の充実

要望先 環境局

地下水、土壌及び大気等の環境を保全するためには、各種調査体制の一層の充実のほか、各市の条例運用に係る技術的・財政的な支援が不可欠であるため、以下の方策を講じること。

(1) 地下水の広域的汚染対策の充実

有機フッ素化合物による汚染実態に係る原因究明及び対策を行うこと。また、市の独自調査への財政的支援について、都の選定基準を明確に示すことにより、市が実施した調査に対し、確実に助成されるよう、運用の改善を行うこと。さらに、公共施設の駐車場における有機フッ素化合物が含まれる泡消火薬剤の転換などの対応策への財政的支援の拡充を行うこと。さらに、国に対して、健康や環境への影響を示し、必要な対策を講じるよう、引き続き要望すること。

(2) 大気汚染対策の強化

国や都による都市計画道路の整備に当たっては、交通量等の増加に伴う周辺環境の変化に対する住民の不安を解消するため、整備の前後で定期的に周辺環境に関する調査を実施すること。

3 拡大生産者責任の強化

要望先 環境局

製造販売事業者が、自ら製造・販売する製品について、製造・販売段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、以下の方策を講じること。

(1) E P R（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と 3 R（発生抑制・再使用・再生利用）を製造販売事業者に義務付けるとともに、その具体的な仕組み・手法等を明記する、いわゆる「E P R（拡大生産者責任）法」の整備を国へ働きかけること。

4 長期広域化・集約化計画策定に向けた対応

要望先 環境局

持続可能な適正処理の確保及び脱炭素化の推進のため、社会情勢を踏まえた中長期的な視点による安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県においては市町村と連携し、長期広域化・集約化計画を策定することが国より求められていることから以下の方策を講じること。

(1) ごみ処理の長期広域化・集約化計画の策定に向けた対応

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）において、国は長期広域化・集約化計画の策定を都道府県に求めているため、市町村からの意見聴取を密に実施し、現状把握を適切に行ったうえで、市町村の実態に即した計画策定を行うこと。

5 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実

要望先 環境局

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備や再資源化事業等、以下の方策を講じること。

(1) 循環型社会形成推進交付金の拡充

循環型社会形成推進交付金制度について、管理棟、搬入道路、余熱利用施設等及び再資源化施設の大規模改修を交付対象に加えるなど、補助対象を拡充するとともに、補助率を引き上げるよう国へ働きかけること。

(2) 広域的な廃棄物処理体制の構築に関する支援

多摩地域の廃棄物処理施設の更新に備え、施設の集約化等、安定的・効率的な広域処理体制の構築に向けた調整を継続的に行うための調査研究及び建設に係る財政支援を図るよう国へ働きかけること。

(3) 広域処理に係る財政支援

廃棄物処理施設が更新又は予期せず稼働停止した際に、安定的な処理体制を確保するため、自治体間の相互支援による広域処理に係る運搬費及び処理費等について、補助制度を創設するなどの財政支援を行うよう国へ働きかけるとともに、都においても財政支援など必要な措置を講じること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の認定期間の延長

一般廃棄物処理施設の発電設備については、施設の長寿命化が進んでいることを鑑み、現行の20年間に限らず、その全稼働期間を再生可能エネルギー発電設備の認定期間として位置付けるよう国へ要望すること。

(5) 廃棄物処理施設等の整備等に係る都の財政支援

廃棄物処理施設等の整備・更新に当たっては、プラスチック製品の再資源化やカーボンニュートラルの実現に向けて対応するための機器の導入等が求められていることを踏まえ、都において新たな財政支援を行うこと。

6 都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等

要望先 都市整備局、環境局、建設局、下水道局、流域下水道本部

近年、局所型集中豪雨等の増加に伴う水害が頻発しており、都市型水害対策が大きな課題となっている。一方で、一級河川は平常時の水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。また、下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、水害や水循環機能及び下水道事業の諸問題に対し、以下の方策を講じること。

（１）都市型水害から生命や財産を守るための中小河川の整備

各種整備方針等を踏まえた、調節池や河川の早期整備を進めるとともに、維持管理を適切に行うこと。特に、溢水が起こる箇所については早急に整備を行うこと。

（２）水循環の形成に資する施策の推進

湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、都が管理する一級河川を含め、水循環の形成に資する多面的な施策を推進すること。また、瀬切れの起こる都の管理河川については、引き続き更なる改善措置等を講じるとともに、都の計画に基づき複断面河道の早期整備を図ること。

（３）局地的集中豪雨等による浸水対策の強化及び雨水流出抑制施設等の整備に係る支援制度の拡充

局地的集中豪雨等による浸水対策のうち、区域が複数市にわたるものについては、効率的・効果的に整備を進めるため、広域的な事業として流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備を進めること。併せて、流域貯留浸透事業費補助の対象拡大について、採択基準の見直しと事業費補助の補助率拡大を引き続き国へ働きかけること。

（４）市町村下水道事業の強靱化に向けた支援

老朽化した下水道管が急増している状況に鑑み、道路陥没事故等の発生から市民の安全・安心で快適な生活を確保するために、市町村下水道事業において下水道施設の老朽化対策を早急に進められるよう、これについても強靱化事業として補助対象の拡大を図るとともに技術的な支援を行うこと。

(5) 流域下水道編入に対する支援の充実

単独処理区（排水区）の流域下水道への編入は、水質改善と高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることができるが、諸課題の解決及び多大な経費が必要となることから、技術的・財政的な支援を行うこと。

7 都市農地や緑の保全に対する施策の充実

要望先 都市整備局、環境局、産業労働局、建設局

都市農地は、地産地消や食育の現場であることに加えて、防災空間の確保、情操空間の提供、水源涵養やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、市街地における多面的な機能が評価されるようになっており、都市計画上でも効果的に保全を図っていくことが必要となっている。ついては、都市農業振興基本法の施行を踏まえ、都市農地の保全と活用を図るため、また、多摩地域に残されている貴重な緑を保全するため、以下の方策を講じること。

(1) 農業を継承できる税制の構築

生産緑地地区については、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、農地と一体化した農業用施設用地や屋敷林などに関する相続税の軽減措置など農業を持続的に継承できる税制が構築されるよう、引き続き制度の抜本的な改正を国に対し働きかけ、市へ情報を提供すること。

(2) 多摩地域に適した農地保全制度の構築

田園住居地域や農地保全に係る地区計画制度では、開発行為等の規制が厳しく生産緑地所有者の同意が得られないことから、市と連携し、多摩地域のような市街地と農地が共存した地域に適した都市計画制度を検討すること。また、緩和型の都市計画制度の承認手続の簡素化を国に対して働きかけ、市へ情報提供すること。

(3) 保全地域の指定及び財政負担の軽減

自然環境を有するエリアは、近年では減少傾向にあることから、保全地域として積極的に指定し、公有地化を図ること。

(4) 都立公園や都市計画公園整備の更なる推進

各方針等を踏まえ、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、大規模近郊緑地の保全と、更なる公有地化を推進すること。あわせて都市計画公園の整備促進のため、用地取得が重要となることから、市町村土木補助事業補助金において予算総額を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金において必要な予算額を確保するよう国へ働きかけること。

（５）ナラ枯れ等に対する財政支援の創設

林業経営保護のために、都内及び隣接県におけるナラ枯れの被害状況の情報分析や対応策についての共有を行うとともに、民有地に対する財政支援の創設を図るなど、都民や市及び企業等との協働による森づくりを推進すること。また、市が行うナラ枯れ材の有効活用策に対しての技術的支援を行うこと。

8 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

要望先 都市整備局、環境局

横田基地は、周辺自治体のまちづくりに多大な影響を与えている。周辺住民をはじめ飛行経路直下の住民の安全で安心な生活環境を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 横田基地周辺自治体のまちづくり等への支援

基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境への影響に留まらず、在日米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部移転等により様々な影響を受けている。そのため、都において、基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層取り組むとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努めること。

(2) 航空自衛隊航空総隊司令部の機能拡大の抑止及び隷下航空機の飛来抑止

平成24年に米軍横田基地内に移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用に関しては、周辺住民が不安を抱かぬよう、引き続き、適時、情報収集及び提供に取り組むこと。また、これ以上基地機能を強化しないことや、総隊隷下の航空機の飛来については、必要最小限に止めることを、引き続き、国へ働きかけること。

(3) オスプレイの横田基地配備への対応

オスプレイの配備については、周辺住民にとって、安全性への懸念が拭えない状況にある。基地周辺自治体及び航路直下の自治体と連携し、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(4) 航空機等の臨時的な飛来への対応

他基地所属の戦闘機等が米軍等からの詳細な情報提供がないまま、目的等も明確にされずに飛来している状況にある。都においては、基地周辺自治体と連携し、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(5) 航空機事故等における住民の安全確保

令和5年11月29日に発生した墜落事故について、6年8月2日に事故調査報告書が公表されたが、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていない。航空機事故等については、積極的な情報収集及び情報提供を行うこと。事故が発生した場合には、原因究明、再発防止を図り、さらに、点検整備を強化し、安全性が確認できるまでは運用を停止するよう、国を通じ米国へ働きかけること。

(6) 米軍関係者の飲酒運転に対する綱紀粛正の徹底

基地外において米軍関係者の飲酒運転による交通事故が無くならない状況が続いている。再発防止並びに米軍関係者に対する教育及び綱紀粛正の徹底について、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(7) 横田基地における飛行訓練への働きかけ

市街地上空における低空飛行や、22時から6時までの飛行訓練、戦闘機等による訓練、土曜・日曜・祝日や入学試験等の特別な日の航空機の飛行を行わないよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。また、人員降下訓練等、基地の外に影響を及ぼす訓練に関する事前通報の徹底について、引き続き、国を通じ米国に対して働きかけること。なお、横田基地の運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国へ働きかけること。

(8) 多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進

多摩サービス補助施設について、施設返還に向けた取組を強化すること。返還がなされるまでの暫定的な対応として、自然散策や火工廠跡の見学など共同使用の推進について、関係機関へ働きかけること。

(9) 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

航空法等で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されることから、高度測定等実態調査の実施と基地の航空機騒音についての全容把握や、騒音測定に関する機器の購入及び苦情処理についての財政支援を、引き続き、国へ要望すること。都においても、市町村が実施する騒音測定に係る助成制度を創設するとともに、研修会の開催、評価・測定に係る助言、統一的な基準の策定等の技術的な支援を行うこと。

(10) 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、航空機の排ガスによる環境汚染調査・低周波音を含む航空機騒音等による周辺住民の健康への影響を調査し、実態を把握するよう働きかけること。航空機騒音による障害を防止又は軽減するための住宅防音工事の対象を拡大するよう、引き続き、国へ働きかけること。

(11) 飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援

環境基準を適用する地域外の状況について、騒音の発生原因者である国に認識させるために、飛行経路の騒音測定を面的に実施するよう国へ働きかけること。安全性への懸念から、資産価値が周辺と比較して低くなっている第一種区域内及びその周辺地域の公共施設整備に対する財政支援の拡充を、引き続き、国へ働きかけること。

(12) 低周波音の測定対応

航路直下の地域を含め、航空機騒音のみならず低周波音・航空機に起因する振動も含めた騒音の測定体制を構築するとともに、低周波音の環境基準の設定及び騒音の測定方法や評価方法について、早急にマニュアルを作成するよう国へ働きかけること。オスプレイの飛行の実態を十分に把握するとともに、安全性に対する懸案事項の解決や騒音被害の軽減に向けての施策を講じるよう国へ働きかけること。

(13) いわゆる重要土地等調査法に関する情報提供の徹底

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種規制措置の運用等に関する情報、地元自治体に影響を与える事柄について、適時適切に情報提供を行うよう国へ働きかけること。

(14) オスプレイの立川飛行場飛来への対応

陸上自衛隊のオスプレイが、訓練のために立川飛行場に飛来することについては、周辺環境への負担増に加え、周辺住民の安全性への懸念や騒音被害増加への不安が高まっている状況にある。周辺住民のおかれている状況を十分に理解し、徹底した安全対策はもとより、周辺住民の生活環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう国へ働きかけること。

9 原油価格・物価高騰等に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫している。地域経済活動の活性化、事業活動の継続に対し、必要に応じた支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

(1) 原油価格・物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種対策に必要な財政措置を速やかに講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合にその都度支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援等において、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

(2) 地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、令和5年度及び6年度に都が主体となって実施した、都内全域を対象にした二次元バーコード決済に係るキャンペーンのように、これまで都主体で実施した事業について多摩地域への効果検証等を行い、多摩地域の消費喚起を促す効果的な事業を検討し、適時適切に行うこと。

(3) 事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等が窓口であることから、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、相談窓口を設けるなどの支援をしているが、事業者に対する周知の強化に加え、より活用しやすい都独自の補助の仕組みを構築するなど、事業者ニーズにあった支援を行い、事業継続支援を強化すること。

一 般 要 望

1 外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進

要望先 環境局、産業労働局、建設局

「生物多様性保全のための計画策定事業」については、地域の実情に即した策定が推進されるよう補助率の引上げ等、一層の財政支援を次のとおり実施すること。また、外来生物であるアライグマ・ハクビシン等の生息域は拡大し、生物多様性への影響、市街地に出没した野生鳥獣による市民の生活環境への被害及び農作物被害は深刻化しており、喫緊の対策が必要であるため、以下の方策を講じること。

(1) 生物多様性への影響や農作物及び生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン等の害獣防除を効果的に進めるため、外来種対策事業の補助率、補助期間及び補助要件の見直しを図り、市が本事業に継続して参加しやすい環境を整えること。また、定着を防止するために、都が管理する山林や河川区域等の環境整備、都管理区域への罠設置に関する手続の簡素化のための法改正等を国へ働きかけるなど、より一層の対策を図ること。

(2) 特定外来生物対策の確実な実施及び国への要望

ヒアリ等の生息が確認された場合、駆除を迅速・着実に実施するため、危険な特定外来生物についての防除の取組に対する補助率のかさ上げ、補助要件の見直し等、一層の財政支援等更なる措置を講じること。特に、被害が急激に拡大し、広域化しているクビアカツヤカミキリ等については、都が主体となった防除体制の構築及び財政支援を図りつつ、国に対し、正しい知識の普及啓発及び侵入・定着防止策の検討及び実施を求めること。

(3) 市街地及び住宅地に出没する野生生物への対策

大型・中型獣類の市街地等への出没について、都が中心となり、警察及び市の広域連携を含めた実効性のある対応時の枠組みを再構築するとともに、指定管理鳥獣等の広域的な生息調査を実施すること。「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」は、市の意見を十分に聴取せずに策定されたものであるため、各市への意見聴取を丁寧に行い、実態に即した内容に改正すること。

（４）野生獣の生息数及び生息範囲の抑制

ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ及びニホンザルなど野生獣による被害が拡大しているため、獣種ごとに管理計画を策定したうえで、都が積極的に捕獲を行い、生息数及び生息範囲の抑制の推進を図ること。

（５）市街地におけるムクドリ被害への対策

市街地で集団化するムクドリの生活環境被害の解決に向けて、追い払いや街路樹剪定等の様々な対策を行っているが、ムクドリは広域的に移動することもあり、根本的な解決には至っていない。そのため、都においてムクドリを予察捕獲の対象とするに留まらず、国に対し、ムクドリを狩猟鳥獣として捕獲等の対象とするよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令の改正を働きかけること。

2 アスベスト対策の強化

要望先 都市整備局、環境局

建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加及び大気汚染防止法の改正に伴う事前調査結果の報告受付、立入検査等、市のアスベスト関連業務の大幅な増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、以下の方策を講じること。

(1) 解体に伴う調査に係る財政支援の充実

都の「吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業補助金」に関して、アスベスト飛散防止徹底のため、除去工事等に係る経費への助成対象に成形板等も含めること。また、都の「区市町村との連携による環境政策加速化事業において補助を行っている、市の大気調査及び解体現場での飛散状況調査に伴う機器の購入費用等に対して、補助率のかさ上げ等、一層の財政支援を行うこと。

(2) 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての情報提供等

アスベストの適正除去、処理に当たっては、都市整備局と環境局が連携し、発注者及び受注者双方への更なる周知徹底を図るとともに、市へ引き続き技術支援及び情報提供を行うこと。また、令和2年6月の法改正による、これまで届出不要だった規模の工事における不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る事業者に対する法的措置を、引き続き国へ働きかけること。

(3) アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

有資格者による事前調査の義務付け等、届出、現場での掲示及び記録等の備え置きその他調査実施者の要件等に関し、発注者及び受注者双方への周知徹底を図ること。また、アスベスト含有廃棄物については、埋立処分場の受入量に限界があることなどを踏まえ、埋立処分以外の方法を拡充するよう国へ働きかけること。

3 企業誘致制度の更なる充実

要望先 主税局、環境局、産業労働局

東京の強みである産業集積を将来にわたって維持・確保していくため、様々な施策に取り組んでいるものの多摩地域では企業が転出していく状況が続いている。超高齢社会の到来により、歳入の根幹である個人市民税の減収が想定されるなか、税収の確保を図るためには、企業誘致を積極的に進めていく必要がある。

このため、以下の方策を講じること。

(1) 企業誘致制度の充実

都が各自治体の企業誘致に関する実情やニーズを把握したうえで、不動産取得税の減免や奨励金などの助成制度の創設、現行支援制度の継続及び要件緩和等の拡充、事業系用水確保に係る負担軽減策や誘致のためのPRなど、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して、主体的・積極的に取り組むこと。

